

特定入所者介護（介護予防）サービス費

所得が低い方に対しては、所得に応じた自己負担の上限（限度額）が設けられており、これを超える利用者負担はありません。超えた分は「特定入所者介護（介護予防）サービス費」として介護保険から給付されます。

対象となる方（下表）は、市の窓口申請して「介護保険負担限度額認定証」の交付を受け、それを施設に提示することで、自己負担額の減額を受けることができます。

また、次の①②のいずれかに該当する場合は、非課税世帯であっても給付の対象になりません。

① 別世帯の配偶者が市民税課税者である場合

② 預貯金等の資産^{※2}の状況が一定額（厚生労働省令で定める額[※]）を超える場合

※第2段階 預貯金等の合計額が650万円（夫婦は、1,650万円）以下

第3段階① 預貯金等の合計額が550万円（夫婦は、1,550万円）以下

第3段階② 預貯金等の合計額が500万円（夫婦は、1,500万円）以下

* 居住費・食費の自己負担限度額（1日あたり）

利用者 負担 段階	所得の状況 ^{※1}	食費	居 住 費（滞在費）			
			ユニット型 個室	ユニット型 個室の 多床室	従来 型個 室	多床室
第1 段階	・生活保護受給者の方等	300円	880円	550円	550円 (380円)	0円
第2 段階	・市民税非課税世帯で、 前年の合計所得金額＋ 年金収入額が80.9万円 以下の方	390円 【600円】	880円	550円	550円 (480円)	430円
第3 段階 ①	・市民税非課税世帯で、 前年の合計所得金額＋ 年金収入額合計が80.9万 円超120万円以下の方	650円 【1,000円】	1,370 円	1,370円	1,370円 (880円)	430円
第3 段階 ②	・市民税非課税世帯で、 前年の合計所得金額＋ 年金収入額合計が120万円 超の方	1,360円 【1,300円】	1,370 円	1,370円	1,370円 (880円)	430円

【 】内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の金額です。

()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

※1 住民票上世帯が異なる（世帯分離している）配偶者（婚姻届けを出していない事実婚も含む。DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合等は対象外）の所得も判断材料とします。

※2【預貯金額等に含まれるもの】資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なもの。

* 第2号被保険者は、利用者負担段階に関わらず、預貯金等の資産が単身：1,000万円以下
夫婦2,000万円以下であれば支給対象となります。